

諮問機関：西原村

諮問日：令和5年6月6日(諮問第3号)

答申日：令和5年9月19日(答申第3号)

事案名：平成28年度及び平成29年度震災復旧緊急対策経営体育成支援事業に係る公文書の部分開示決定に関する件

答 申

第1 審査会の結論

西原村長(以下「実施機関」という。)が、平成28年度及び平成29年度震災復旧緊急対策経営体育成支援事業に係る公文書について、令和5年5月1日に行った部分開示決定は妥当である。

第2 諮問に至る経緯

- 1 令和4年12月26日、審査請求人は、西原村情報公開条例(平成15年西原村条例第15号。以下「条例」という。)第5条の規定に基づき、実施機関に対し、「平成28年度及び平成29年度震災復旧緊急対策経営体育成支援事業に係る公文書」の開示請求(以下「本件開示請求」という。)を行った。
- 2 令和5年5月1日、実施機関は、本件開示請求に係る公文書(以下「対象文書」という。)として次の文書を特定した上で、条例第7条第3号アに規定する法人等情報が含まれているという理由から、部分開示決定を行い、審査請求人に通知した。
 - 平成28年度震災復旧緊急対策経営体育成支援事業の申請書等一式
 - 平成29年度震災復旧緊急対策経営体育成支援事業の申請書等一式
- 3 令和5年5月18日、審査請求人は、実施機関に対し、工事請負業者の単価及び数量等についての部分開示決定を不服とする審査請求を行った。
- 4 令和5年6月6日、実施機関は、本件開示請求に対する裁決を行うに当たり、条例第20条第1項の規定に基づき、西原村情報公開審査会(以下「審査会」という。)に諮問を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

西原村指令第411-2号にて一部開示された公文書の内、不開示とした内容のうち工事請負業者の単価及び数量等は西原村情報公開条例第8条には該当しない、恣意的な判断がなされたのではないかとと思われるため

2 審査請求の理由

そもそも、公的機関である西原村の工事発注に於いても開示される項目であり当該事項が不開示の理由に当たらない。

再度、個人情報保護法(原文ママ)の精神に鑑み審査会において十分なる審査を希望致します。

3 意見陳述での意見

令和5年7月20日の審査会において、審査請求人は口頭意見陳述を行い、審査請求についての補足説明を行った。

第4 実施機関の説明要旨

令和5年6月23日及び令和5年7月20日の審査会において、実施機関に対象文書を提出させ、説明を求めたところ、実施機関は、対象文書には条例第7条第3号アに規定する法人等情報に該当する部分が含まれることから、条例第8条の規定に基づき、これを不開示とする部分開示決定を行った。

特に、今回問題になっている不開示部分は、申請者である農業者が複数の専門業者に提出させた見積書及び請負業者から提出を受けた請求書の工事内容ごとの単価及び金額で、提出業者の生産、技術、営業上のノウハウを示すものであり、これが公になれば、競争上の地位を害すると判断し、不開示としたとの説明であった。

第5 審査会の判断

当審査会は、審査請求人の主張内容及び実施機関の説明内容に基づき、部分開示決定の妥当性について調査、審議した結果、以下のように判断する。

1 本件事業の概要について

本件震災復旧緊急対策経営体育成支援事業は、平成28年熊本地震による農業被害により被災した農業者(以下「被災農業者」という。)に対し、農産物の生産・加工に必要な施設の復旧及び施設の撤去等を緊急的に支援する事業であり、被災農業者の農業経営の維持を目的としている。

本事業は、被災農業者の申請に基づき、補助基準に適合し、被災施設等の復旧が完了した工事に補助金を交付するものである。

2 不服とする不開示内容の特定について

審査請求人の不服とする不開示内容に「単価及び数量等」とあり、問題を明確にするため、情報公開担当者を介して審査請求人に確認したところ、複数の専門業者が提出した見積書及び請負業者の請求書に記載されている「単価及び項目別金額」であるということを確認した。

3 本件見積書及び請求書について

(1) 対象文書を確認したところ、本件見積書及び請求書は、補助金申請のため、被災農業者が複数の専門業者に見積書を依頼し、又は請負業者が工事等完了後に被災農業者へ請求書を提出したものであり、業者名を開示している中で、不開示部分が条例第7条第3号アに規定する法人等情報に該当するか否かの判断を行うこととした。

(2) 本件見積書は、被災農業者が補助金の申請を行うに当たって、複数の専門業者から見積書を徴取したものであり、それぞれの見積作成業者は、本件復旧事業を被災農業者から受注するた

めに工事代金に関して作成・提出したもので、見積書には工事内容ごとの単価及び金額に係る情報も記載されている。

本件見積書は、見積作成業者が行う事業に関する交渉において被災農業者に対してのみ提示されたもので公にされている情報ではなく、そこに記載されている単価及び項目別金額は、見積作成業者の生産、技術、営業上のノウハウを推知させるものであることから、これが公になれば、当該見積作成業者の競争上の地位を害するおそれがあることは客観的に認められる。

したがって、単価及び項目別金額の情報は、不開示情報として法人等情報に該当するというべきである。

(3) 請求書の単価及び項目別金額についても、前(2)と同様の趣旨で法人等情報と認める。

4 他の開示事例について

審査請求人は、意見陳述において、これまでに開示請求した中で、工事請負業者の情報の不開示は前例がないと申し立て、その例として、西原村の発注工事の設計書と熊本県の補助事業の見積書を資料として意見書に添付しているが、西原村が作成した設計書は金額入りの設計書で、公表しても差し支えない情報であり、また、熊本県が開示したと思われる見積書は、業者名が開示とされており、どの業者が作成したのか判明しないことから、それ以外の情報を開示しても差し支えないと判断したものと思料する。

よって、本件審査請求に係る案件とは内容が異なることから、事例としては参考にならないと判断する。

5 結論

以上のことから、本件見積書並びに請求書の単価及び項目別金額の情報は、条例第7条第3号アに規定する法人等情報(不開示情報)に該当することから、条例第8条を根拠とする部分開示決定は妥当である。

第6 経過

- ① 令和5年6月 6日 実施機関から審査会へ諮問(諮問第3号)
- ② 令和5年6月23日 実施機関の内容説明、対象文書の検証、審議
- ③ 令和5年7月20日 実施機関の内容説明、審査請求人口頭意見陳述、対象文書の検証、審議
- ④ 令和5年8月22日 審議
- ⑤ 令和5年9月19日 答申

西原村情報公開審査会 委員長 大沼 雄佑
委員 魚住 弘久
委員 杉水 英治